

(別添)「社会福祉士学校及び介護福祉士学校の設置及び運営に係る指針について」の一部改正

改 正 後	現 行
<p>19文科高第918号 社発第0328002号 平成20年3月</p> <p style="color: red; text-align: center;">(最終改正) <u>元文科高第1122号</u> <u>社援発0306第22号</u> <u>令和2年3月6日</u></p> <p>各都道府県知事 各指定都市市長 各中核市市長殿 社会福祉士学校又は介護福祉士学校を置く国公私立大学長 各関係団体の長</p> <p style="text-align: center;">文部科学省高等教育局長 厚生労働省社会・援護局長</p> <p>社会福祉士学校及び介護福祉士学校の設置及び運営に係る指針について</p> <p>社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第7条第2号及び第3号又は第40条第2項第1号から第3号まで及び第5号の規定に基づく学校の指定の基準については、社会福祉士介護福祉士学校指定規則（平成20年文部科学省令・厚生労働省令第2号）（以下「学校指定規則」という。）に定められているところですが、その設置及び運営に係る具体的な基準について、今般、別添1のとおり「社会福祉士学校の設置及び運営に係る指針」を、別添2のとおり「介護福祉士学校の設置及び運営に係る指針」を定め、学校の指定に際しては、学校指定規則によるほか、これらの指針に基づき行うこととし、平成21年4月1日（社会福祉士及び介護福祉士法施行令（昭和62年政令第402号）附則第2条第2項の規定に基づく指定を行う場合にあっては、平成20年4月1日）より適用することとしましたので通知します。</p>	<p>19文科高第918号 社発第0328002号 平成20年3月</p> <p>各都道府県知事 各指定都市市長 各中核市市長殿 社会福祉士学校又は介護福祉士学校を置く国公私立大学長 各関係団体の長</p> <p style="text-align: center;">文部科学省高等教育局長 厚生労働省社会・援護局長</p> <p>社会福祉士学校及び介護福祉士学校の設置及び運営に係る指針について</p> <p>社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第7条第2号及び第3号又は第40条第2項第1号から第3号まで及び第5号の規定に基づく学校の指定の基準については、社会福祉士介護福祉士学校指定規則（平成20年文部科学省令・厚生労働省令第2号）（以下「学校指定規則」という。）に定められているところですが、その設置及び運営に係る具体的な基準について、今般、別添1のとおり「社会福祉士学校の設置及び運営に係る指針」を、別添2のとおり「介護福祉士学校の設置及び運営に係る指針」を定め、学校の指定に際しては、学校指定規則によるほか、これらの指針に基づき行うこととし、平成21年4月1日（社会福祉士及び介護福祉士法施行令（昭和62年政令第402号）附則第2条第2項の規定に基づく指定を行う場合にあっては、平成20年4月1日）より適用することとしましたので通知します。</p>

別添 1

社会福祉士学校の設置及び運営に係る指針

1 設置主体等に関する事項

設置主体は、国立大学法人、地方公共団体（地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 68 条第 1 項に規定する公立大学法人を含む。）及び学校法人を原則とすること。

2 校地・校舎等及び施設設備等に関する事項

(1) 昼間課程及び夜間課程においては、校地及び校舎等建物について、設置者が所有するものであることを原則とすること。なお、次の要件を満たし、かつ、概ね 20 年以上にわたって使用できる場合には、借地又は借家であっても差し支えないこと。

ア 貸借契約が締結されていること（設置計画書提出時においては仮契約締結でもよい。）。

イ 校地について地上権若しくは賃借権又は校舎等建物について賃借権の登記がなされていること。ただし、公共用地についてはこの限りではない。

また、校舎等建物が自己所有の場合については、原則として申請年内（12 月末日まで）に工事を完了すること。

(2) 暫定校舎及び恒久的な使用に充てるとと思えない簡易建物は原則として校舎とは認められないこと。

(3) 通信課程においては、契約等により面接授業実施期間において講義室、演習室その他の諸設備の使用が確保されていること。

(4) 備品等については、原則として全て申請年内に備えつけを完了すること。

(5) 普通教室の広さは、内法による測定で学生及び生徒（以下「学生等」という。）1 人当たり 1.65 平方メートル以上であること。

(6) 演習室の 2 分の 1 以上に、視聴覚機器を備え付けること。

(7) 図書室を有すること。図書室は、十分な閲覧スペースと閲覧設備（机、いす等）が整備されていること。また、図書室の蔵書以外にも、社会福祉士介護福祉士学校指定規則（平成 20 年文部科学省令・厚生労働省令第 2 号。以下「学校指定規則」という。）別表第 1 に定める科目に関連する文献等について情報を検索できるよう、必要な機器を整備すること。

(8) 学校指定規則別表第 1 に定める科目に関する専門図書及び学術雑誌について、学生等の希望を勘案し、定期的にこれらを補充又は更新し、その充実を図ること。

(9) 学生等がパーソナルコンピューター等の IT 機器を活用した相談援助の技術等を学習することができるよう、必要な機器を整備することが望ましいこと。

3 設置計画書等に関する事項

(1) 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和 62 年法律第 30 号。以下「法」という。）第 7 条第 2 号及び第 3 号の規定に基づく学校（以下「社会福祉士学校」という。）を設置しようとする者は、授業を開始しようとする日の 1 年前までに様式 1 による社会福祉士学校設置計画書を地方厚生（支）局長に提出すること。

(2) 社会福祉士学校の修業年限、養成課程、入所定員（定員を増加する場合に限る。）及び学級数の変更を行おうとする者は、学則を変更しようとする日の 1 年前までに様式 1 に準ずる社会福祉士学校定員等変更計画書を地方厚生（支）局長に提出すること。

(3) 社会福祉士学校設置計画書及び社会福祉士学校定員等変更計画書の提出部数は 1 部とするこ

別添 1

社会福祉士学校の設置及び運営に係る指針

1 設置主体等に関する事項

設置主体は、国立大学法人、地方公共団体（地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 68 条第 1 項に規定する公立大学法人を含む。）及び学校法人を原則とすること。

2 校地・校舎等及び施設設備等に関する事項

(1) 昼間課程及び夜間課程においては、校地及び校舎等建物について、設置者が所有するものであることを原則とすること。なお、次の要件を満たし、かつ、概ね 20 年以上にわたって使用できる場合には、借地又は借家であっても差し支えないこと。

ア 貸借契約が締結されていること（設置計画書提出時においては仮契約締結でもよい。）。

イ 校地について地上権若しくは賃借権又は校舎等建物について賃借権の登記がなされていること。ただし、公共用地についてはこの限りではない。

また、校舎等建物が自己所有の場合については、原則として申請年内（12 月末日まで）に工事を完了すること。

(2) 暫定校舎及び恒久的な使用に充てるとと思えない簡易建物は原則として校舎とは認められないこと。

(3) 通信課程においては、契約等により面接授業実施期間において講義室、演習室その他の諸設備の使用が確保されていること。

(4) 備品等については、原則として全て申請年内に備えつけを完了すること。

(5) 普通教室の広さは、内法による測定で学生及び生徒（以下「学生等」という。）1 人当たり 1.65 平方メートル以上であること。

(6) 演習室の 2 分の 1 以上に、視聴覚機器を備え付けること。

(7) 図書室を有すること。図書室は、十分な閲覧スペースと閲覧設備（机、いす等）が整備されていること。また、図書室の蔵書以外にも、社会福祉士介護福祉士学校指定規則（平成 20 年文部科学省令・厚生労働省令第 2 号。以下「学校指定規則」という。）別表第 1 に定める科目に関連する文献等について情報を検索できるよう、必要な機器を整備すること。

(8) 学校指定規則別表第 1 に定める科目に関する専門図書及び学術雑誌について、学生等の希望を勘案し、定期的にこれらを補充又は更新し、その充実を図ること。

(9) 学生等がパーソナルコンピューター等の IT 機器を活用した相談援助の技術等を学習することができるよう、必要な機器を整備することが望ましいこと。

3 設置計画書等に関する事項

(1) 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和 62 年法律第 30 号。以下「法」という。）第 7 条第 2 号及び第 3 号の規定に基づく学校（以下「社会福祉士学校」という。）を設置しようとする者は、授業を開始しようとする日の 1 年前までに様式 1 による社会福祉士学校設置計画書を地方厚生（支）局長に提出すること。

(2) 社会福祉士学校の修業年限、養成課程、入所定員（定員を増加する場合に限る。）及び学級数の変更を行おうとする者は、学則を変更しようとする日の 1 年前までに様式 1 に準ずる社会福祉士学校定員等変更計画書を地方厚生（支）局長に提出すること。

(3) 社会福祉士学校設置計画書及び社会福祉士学校定員等変更計画書の提出部数は 1 部とするこ

と。

- (4) (1) 又は(2)の場合にあっては地方厚生(支)局にあらかじめ相談すること。
(5) 社会福祉士学校に係る広告等は、文部科学省等の学校認可権者に確認を行った上で、社会福祉士学校設置計画書等の提出以降行って差し支えないこと。

4 指定申請書等に関する事項

- (1) 社会福祉士及び介護福祉士法施行令(平成62年政令第402号。以下「令」という。)第3条の指定の申請及び第4条第1項の変更の承認の申請は、授業を開始しようとする日(変更の承認にあっては変更を行おうとする日)の6か月前までに様式2による社会福祉士学校指定申請書又は様式2に準ずる社会福祉士学校変更承認申請書を地方厚生(支)局長に提出すること。
ただし、令第4条第1項の変更の承認の申請であって、学校指定規則第10条第1項に規定する事項のうち、入学定員の減に関する事項の変更の承認の申請については、変更を行おうとする日の3か月前までに提出すること。
(2) 社会福祉士学校指定申請書及び社会福祉士学校変更承認申請書の提出部数は2部とすること。
(3) 学生等の募集(募集要項の配布や入学試験の実施等をいう。以下同じ。)は、文部科学省等の学校認可権者に確認を行った上で、社会福祉士学校指定申請書等の提出以降行って差し支えないこと。ただし、学生等の募集に当たっては次の点に留意しなければならないこと。
ア 申請者の責任において行うこと。
イ 指定等が確定したと誤解されるような表現は避けること。
ウ 指定等の前に教育内容や教員等に関する情報を公表する場合にあっては、必ず予定である旨を明示すること。

5 学則に関する事項

学則には少なくとも次に掲げる諸事項が明示されていること。

- ア 設置目的
イ 名称
ウ 位置
エ 修業年限
オ 学生定員、学級数(通信課程にあっては、学生定員)
カ 養成課程、履修方法
キ 学年、学期、休業日
ク 入学時期
ケ 入学資格
コ 入学者の選考
サ 入学手続
シ 退学、休学、復学、卒業
ス 学習の評価及び課程修了の認定
セ 入学検定料、入学料、授業料、実習費等
ソ 教職員の組織
タ 賞罰

6 学生等に関する事項

- (1) 学則に定める学生等定員は、学生等の確保の見通し及び卒業生の就職先の確保の見通し等に照らして適正な人数とし、当該学生等定員を厳守すること。

と。

- (4) (1) 又は(2)の場合にあっては地方厚生(支)局にあらかじめ相談すること。
(5) 社会福祉士学校に係る広告等は、文部科学省等の学校認可権者に確認を行った上で、社会福祉士学校設置計画書等の提出以降行って差し支えないこと。

4 指定申請書等に関する事項

- (1) 社会福祉士及び介護福祉士法施行令(平成62年政令第402号。以下「令」という。)第3条の指定の申請及び第4条第1項の変更の承認の申請は、授業を開始しようとする日(変更の承認にあっては変更を行おうとする日)の6か月前までに様式2による社会福祉士学校指定申請書又は様式2に準ずる社会福祉士学校変更承認申請書を地方厚生(支)局長に提出すること。
ただし、令第4条第1項の変更の承認の申請であって、学校指定規則第10条第1項に規定する事項のうち、入学定員の減に関する事項の変更の承認の申請については、変更を行おうとする日の3か月前までに提出すること。
(2) 社会福祉士学校指定申請書及び社会福祉士学校変更承認申請書の提出部数は2部とすること。
(3) 学生等の募集(募集要項の配布や入学試験の実施等をいう。以下同じ。)は、文部科学省等の学校認可権者に確認を行った上で、社会福祉士学校指定申請書等の提出以降行って差し支えないこと。ただし、学生等の募集に当たっては次の点に留意しなければならないこと。
ア 申請者の責任において行うこと。
イ 指定等が確定したと誤解されるような表現は避けること。
ウ 指定等の前に教育内容や教員等に関する情報を公表する場合にあっては、必ず予定である旨を明示すること。

5 学則に関する事項

学則には少なくとも次に掲げる諸事項が明示されていること。

- ア 設置目的
イ 名称
ウ 位置
エ 修業年限
オ 学生定員、学級数(通信課程にあっては、学生定員)
カ 養成課程、履修方法
キ 学年、学期、休業日
ク 入学時期
ケ 入学資格
コ 入学者の選考
サ 入学手続
シ 退学、休学、復学、卒業
ス 学習の評価及び課程修了の認定
セ 入学検定料、入学料、授業料、実習費等
ソ 教職員の組織
タ 賞罰

6 学生等に関する事項

- (1) 学則に定める学生等定員は、学生等の確保の見通し及び卒業生の就職先の確保の見通し等に照らして適正な人数とし、当該学生等定員を厳守すること。

<p>(2) 入学資格の審査は、法令の定めるところに従い適正に行うこととし、入学の選考は、学力検査の成績等を勘案して適正に行うこと。</p> <p>また、入学志願者に対しては、入学願書に併せて、それぞれ次の書類を提出させること。</p> <p>なお、法第7条第2号に規定する基礎科目（以下「基礎科目」という。）の読替の範囲及び法第7条第4号に規定する指定施設における実務経験の範囲については別途示す。</p> <p>ア 法第7条第2号に該当する者</p> <p>大学等卒業証明書（学校教育法第102条第2項の規定により大学院への入学が認められた者にあっては、そのことを証明する書面）及び様式3による基礎科目的履修証明書（以下「基礎科目履修証明書」という。）</p> <p>イ 法第7条第3号に該当する者</p> <p>大学等卒業証明書（学校教育法第102条第2項の規定により大学院への入学が認められた者にあっては、そのことを証明する書面）</p> <p>ウ 法第7条第5号に該当する者</p> <p>短期大学等卒業証明書、基礎科目履修証明書及び様式4による法第7条第4号に規定する指定施設における実務経験証明書（以下「実務経験証明書」という。）</p> <p>エ 法第7条第6号に該当する者</p> <p>短期大学等卒業証明書及び実務経験証明書</p> <p>オ 法第7条第8号に該当する者</p> <p>短期大学等卒業証明書、基礎科目履修証明書及び実務経験証明書</p> <p>カ 法第7条第9号に該当する者</p> <p>社会福祉法（昭和26年法律第45号）第19条第1項第2号に規定する養成機関の修了証明書及び実務経験証明書</p> <p>(3) 学生等の出席状況は、出席簿等の書類により、確実に把握すること。</p> <p>(4) 学校指定規則別表第1に掲げる各科目的出席時間数が学校指定規則に定める時間数の3分の2（ただし、ソーシャルワーク実習については5分の4）に満たない者については、当該科目的履修の認定をしないこと。また、学則にその旨が明記されていること。</p> <p>(5) 他の学校等において履修した科目（以下「履修科目」という。）については、各社会福祉士学校において、学生等からの申請に基づき、履修科目的教育内容を当該学校の教育内容に照らし、当該教育内容に相当するものと認められる場合には、当該学校における科目的履修に代えて差し支えないものであること。</p> <p>ただし、ソーシャルワーク実習指導及びソーシャルワーク実習については、一体不可分に行うことで教育効果が見込まれるものであるから、これらの科目のうち、他の学校等において履修した一方の科目的みを当該学校における科目的履修に代えることは認められないものであること。</p> <p>(6) 健康診断の実施、疾病的予防措置等学生等の保健衛生に必要な措置を講ずること。</p> <p>(7) 入学、卒業、成績、出席状況等学生等に関する書類が確実に保存されていること。</p>	<p>(2) 入学資格の審査は、法令の定めるところに従い適正に行うこととし、入学の選考は、学力検査の成績等を勘案して適正に行うこと。</p> <p>また、入学志願者に対しては、入学願書に併せて、それぞれ次の書類を提出させること。</p> <p>なお、法第7条第2号に規定する基礎科目（以下「基礎科目」という。）の読替の範囲及び法第7条第4号に規定する指定施設における実務経験の範囲については別途示す。</p> <p>ア 法第7条第2号に該当する者</p> <p>大学等卒業証明書（学校教育法第102条第2項の規定により大学院への入学が認められた者にあっては、そのことを証明する書面）及び様式3による基礎科目的履修証明書（以下「基礎科目履修証明書」という。）</p> <p>イ 法第7条第3号に該当する者</p> <p>大学等卒業証明書（学校教育法第102条第2項の規定により大学院への入学が認められた者にあっては、そのことを証明する書面）</p> <p>ウ 法第7条第5号に該当する者</p> <p>短期大学等卒業証明書、基礎科目履修証明書及び様式4による法第7条第4号に規定する指定施設における実務経験証明書（以下「実務経験証明書」という。）</p> <p>エ 法第7条第6号に該当する者</p> <p>短期大学等卒業証明書及び実務経験証明書</p> <p>オ 法第7条第8号に該当する者</p> <p>短期大学等卒業証明書、基礎科目履修証明書及び実務経験証明書</p> <p>カ 法第7条第9号に該当する者</p> <p>社会福祉法（昭和26年法律第45号）第19条第1項第2号に規定する養成機関の修了証明書及び実務経験証明書</p> <p>(3) 学生等の出席状況は、出席簿等の書類により、確実に把握すること。</p> <p>(4) 学校指定規則別表第1に掲げる各科目的出席時間数が学校指定規則に定める時間数の3分の2（ただし、相談援助実習については5分の4）に満たない者については、当該科目的履修の認定をしないこと。また、学則にその旨が明記されていること。</p> <p>(5) 他の学校等において履修した科目（以下「履修科目」という。）については、各社会福祉士学校において、学生等からの申請に基づき、履修科目的教育内容を当該学校の教育内容に照らし、当該教育内容に相当するものと認められる場合には、当該学校における科目的履修に代えて差し支えないものであること。</p> <p>ただし、相談援助実習指導及び相談援助実習については、一体不可分に行うことで教育効果が見込まれるものであるから、これらの科目のうち、他の学校等において履修した一方の科目的みを当該学校における科目的履修に代えることは認められないものであること。</p> <p>(6) 健康診断の実施、疾病的予防措置等学生等の保健衛生に必要な措置を講ずること。</p> <p>(7) 入学、卒業、成績、出席状況等学生等に関する書類が確実に保存されていること。</p>
<p>7 教員に関する事項</p>	<p>(1) 教員の数は、学校指定規則別表第1に定める各科目（相談援助演習、相談援助実習指導及び相</p>

- (1) 教員の数は、学校指定規則別表第1に定める各科目（ソーシャルワーク演習（専門）、ソーシャルワーク実習指導及びソーシャルワーク実習（以下「実習演習科目」という。）を除く。）（通信課程については学校指定規則別表第3に定める各科目）を担当するのに適當な数であること。
- (2) 実習演習科目を担当する教員の員数は、実習演習科目ごとにそれぞれ学生等20人につき、1人以上とすること。ただし、この場合の教員の員数は、教育上支障のない範囲で延べ人数として必要数が確保されれば足りるものであり、この場合の学生等とは、社会福祉士学校において実習演習科目を受講する学生等の上限をいうものであること。
- （例）ソーシャルワーク実習を受講する学生等が80人（学生等20人×A・B・C・Dの4学級である場合）
- A学級 → 教員aが担当
 - B学級 → 教員aが担当
 - C学級 → 教員bが担当
 - D学級 → 教員bが担当
- ※ A学級とB学級、C学級とD学級がそれぞれ異なる授業時間帯であれば、合計教員数2人（延べ4人）で可。
- また、ソーシャルワーク実習を担当する教員の員数については、ソーシャルワーク実習に係る学生等の履修認定等が適切に行える場合に限り、ソーシャルワーク実習指導を担当する教員の員数が確保されれば足りるものとして差し支えないものであること。
- (3) 原則として、教員は、1の社会福祉士学校（1の社会福祉士学校に2以上の課程がある場合は、1の課程）に限り、専任教員となるものであること。
- (4) 通信課程においては、添削指導を担当できる者（以下、「添削指導者」という。）を置くものとする。
- (5) 各科目的教員（添削指導者を含む。）の資格要件については、次のアからキまでの科目ごとにそれぞれ掲げる者の中、いずれかに該当するものとすること。

ア 医学概論

- (ア) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学院において、当該科目に関する研究領域を専攻した者で修士又は博士の学位を有する者
- (イ) 医師
- (ウ) 保健師、助産師又は看護師の資格取得後、5年以上看護業務に従事した経験がある者
- イ 心理学と心理的支援、社会学と社会システム、社会保障、社会福祉調査の基礎、福祉サービスの組織と経営
- (ア) 学校教育法に基づく大学（大学院及び短期大学を含む。以下この（5）において同じ。）又はこれに準ずる教育施設において、法令の規定に従い、当該科目を担当する教授、准教授、助教又は講師（非常勤を含む。）として選考された者
- (イ) 学校教育法に基づく専修学校の専門課程の教員として、当該科目を3年以上担当した経験を有する者
- (ウ) 学校教育法に基づく大学院において、当該科目に関する研究領域を専攻した者で修士又は博士の学位を有する者
- ウ 社会福祉の原理と政策、地域福祉と包括的支援体制、障害者福祉、権利擁護を支える法制、刑事司法と福祉
- (ア) 学校教育法に基づく大学又はこれに準ずる教育施設において、法令の規定に従い、当該科目を担当する教授、准教授、助教又は講師（非常勤を含む。）として選考された者

談援助実習（以下「実習演習科目」という。）を除く。）（通信課程については学校指定規則別表第3に定める各科目）を担当するのに適當な数であること。

- (2) 実習演習科目を担当する教員の員数は、実習演習科目ごとにそれぞれ学生等20人につき、1人以上とすること。ただし、この場合の教員の員数は、教育上支障のない範囲で延べ人数として必要数が確保されれば足りるものであり、この場合の学生等とは、社会福祉士学校において実習演習科目を受講する学生等の上限をいうものであること。

（例）相談援助実習を受講する学生等が80人（学生等20人×A・B・C・Dの4学級である場合）

- A学級 → 教員aが担当
- B学級 → 教員aが担当
- C学級 → 教員bが担当
- D学級 → 教員bが担当

※ A学級とB学級、C学級とD学級がそれぞれ異なる授業時間帯であれば、合計教員数2人（延べ4人）で可。

また、相談援助実習を担当する教員の員数については、相談援助実習に係る学生等の履修認定等が適切に行える場合に限り、相談援助実習指導を担当する教員の員数が確保されれば足りるものとして差し支えないものであること。

- (3) 原則として、教員は、1の社会福祉士学校（1の社会福祉士学校に2以上の課程がある場合は、1の課程）に限り、専任教員となるものであること。

- (4) 通信課程においては、添削指導を担当できる者（以下、「添削指導者」という。）を置くものとする。

- (5) 各科目的教員（添削指導者を含む。）の資格要件については、次のアからキまでの科目ごとにそれぞれ掲げる者のうち、いずれかに該当するものとすること。

ただし、エに掲げる高齢者に対する支援と介護保険制度については、少なくとも1人以上はエの（力）に該当する者でなければならないものとする。

ア 人体の構造と機能及び疾病

- (ア) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学院において、当該科目に関する研究領域を専攻した者で修士又は博士の学位を有する者
- (イ) 医師
- (ウ) 保健師、助産師又は看護師の資格取得後、5年以上看護業務に従事した経験がある者
- イ 心理学理論と心理的支援、社会理論と社会システム、現代社会と福祉、社会調査の基礎、福祉サービス組織と経営、社会保障
- (ア) 学校教育法に基づく大学（大学院及び短期大学を含む。以下この（5）において同じ。）又はこれに準ずる教育施設において、法令の規定に従い、当該科目を担当する教授、准教授、助教又は講師（非常勤を含む。）として選考された者
- (イ) 学校教育法に基づく専修学校の専門課程の教員として、当該科目を3年以上担当した経験を有する者
- (ウ) 学校教育法に基づく大学院において、当該科目に関する研究領域を専攻した者で修士又は博士の学位を有する者
- （新規）

- (イ) 学校教育法に基づく専修学校の専門課程の教員として、当該科目を3年以上担当した経験を有する者
- (ウ) 学校教育法に基づく大学院において、当該科目に関する研究領域を専攻した者で修士又は博士の学位を有する者
- (エ) 国の行政機関又は地方公共団体において従事した経験があつて、当該科目に関する業務に5年以上従事した経験を有する者
- (オ) 社会福祉士の資格を取得した後、相談援助の業務に5年以上従事した経験を有する者
- (カ) 精神保健福祉士の資格を取得した後、相談援助の業務に5年以上従事した経験を有する者

- エ ソーシャルワークの基盤と専門職、ソーシャルワークの理論と方法
- (ア) 学校教育法に基づく大学又はこれに準ずる教育施設において、法令の規定に従い、当該科目を担当する教授、准教授、助教又は講師（非常勤を含む。）として選考された者
 - (イ) 学校教育法に基づく専修学校の専門課程の教員として、当該科目を3年以上担当した経験を有する者
 - (ウ) 学校教育法に基づく大学院において、当該科目に関する研究領域を専攻した者で修士又は博士の学位を有する者
 - (エ) 社会福祉士の資格を取得した後、相談援助の業務に5年以上従事した経験を有する者
 - (オ) 精神保健福祉士の資格を取得した後、相談援助の業務に5年以上従事した経験を有する者

オ ソーシャルワークの基盤と専門職（専門）、ソーシャルワークの理論と方法（専門）

- (ア) 学校教育法に基づく大学又はこれに準ずる教育施設において、法令の規定に従い、当該科目を担当する教授、准教授、助教又は講師（非常勤を含む。）として選考された者
- (イ) 学校教育法に基づく専修学校の専門課程の教員として、当該科目を3年以上担当した経験を有する者
- (ウ) 学校教育法に基づく大学院において、当該科目に関する研究領域を専攻した者で修士又は博士の学位を有する者
- (エ) 社会福祉士の資格を取得した後、相談援助の業務に5年以上従事した経験を有する者

カ 高齢者福祉

- (ア) 学校教育法に基づく大学又はこれに準ずる教育施設において、法令の規定に従い、当該科目を担当する教授、准教授、助教又は講師（非常勤を含む。）として選考された者
- (イ) 学校教育法に基づく専修学校の専門課程の教員として、当該科目を3年以上担当した経験のある者
- (ウ) 学校教育法に基づく大学院において、当該科目に関する研究領域を専攻した者で修士又は博士の学位を有する者
- (エ) 国の行政機関又は地方公共団体において従事した経験があつて、当該科目に関する業務に5年以上従事した経験のある者
- (オ) 社会福祉士の資格を取得した後、相談援助の業務に5年以上従事した経験を有する者
- (カ) 介護福祉士、保健師、助産師、又は看護師の資格取得後、5年以上介護又は看護業務に従事した経験がある者

キ 児童・家庭福祉、貧困に対する支援、保健医療と福祉

- (ア) 学校教育法に基づく大学又はこれに準ずる教育施設において、法令の規定に従い、当該科目を担当する教授、准教授、助教又は講師（非常勤を含む。）として選考された者

(新規)

ウ 相談援助の基盤と専門職、相談援助の理論と方法

- (ア) 学校教育法に基づく大学又はこれに準ずる教育施設において、法令の規定に従い、当該科目を担当する教授、准教授、助教又は講師（非常勤を含む。）として選考された者
- (イ) 学校教育法に基づく専修学校の専門課程の教員として、当該科目を3年以上担当した経験を有する者
- (ウ) 学校教育法に基づく大学院において、当該科目に関する研究領域を専攻した者で修士又は博士の学位を有する者
- (エ) 社会福祉士の資格を取得した後、相談援助の業務に5年以上従事した経験を有する者

エ 高齢者に対する支援と介護保険制度

- (ア) 学校教育法に基づく大学又はこれに準ずる教育施設において、法令の規定に従い、当該科目を担当する教授、准教授、助教又は講師（非常勤を含む。）として選考された者
- (イ) 学校教育法に基づく専修学校の専門課程の教員として、当該科目を3年以上担当した経験のある者
- (ウ) 学校教育法に基づく大学院において、当該科目に関する研究領域を専攻した者で修士又は博士の学位を有する者
- (エ) 国の行政機関又は地方公共団体において従事した経験があつて、当該科目に関する業務に5年以上従事した経験のある者
- (オ) 社会福祉士の資格を取得した後、相談援助の業務に5年以上従事した経験を有する者
- (カ) 介護福祉士、保健師、助産師、又は看護師の資格取得後、5年以上介護又は看護業務に従事した経験がある者

オ 地域福祉の理論と方法、福祉行政と福祉計画、障害者に対する支援と障害者自立支援制度、児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度、低所得者に対する支援と生活保護制度、保健医療サービス、就労支援サービス、権利擁護と成年後見制度、更生保護制度

- (ア) 学校教育法に基づく大学又はこれに準ずる教育施設において、法令の規定に従い、当該科目を担当する教授、准教授、助教又は講師（非常勤を含む。）として選考された者

<p>(イ) 学校教育法に基づく専修学校の専門課程の教員として、当該科目を3年以上担当した経験を有する者 (ウ) 学校教育法に基づく大学院において、当該科目に関する研究領域を専攻した者で修士又は博士の学位を有する者 (エ) 国の行政機関又は地方公共団体において従事した経験があつて、当該科目に関する業務に5年以上従事した経験を有する者 (オ) 社会福祉士の資格を取得した後、相談援助の業務に5年以上従事した経験を有する者</p> <p>ク ソーシャルワーク演習</p> <p>(ア) 学校教育法に基づく大学（大学院及び短期大学を含む。）又はこれに準ずる教育施設において、教授、准教授、助教又は講師として、社会福祉士の養成に係る実習又は演習の指導に関し5年以上の経験を有する者 (イ) 学校教育法に基づく専修学校の専門課程の専任教員として、社会福祉士の養成に係る実習又は演習の指導に関し5年以上の経験を有する者 (ウ) 社会福祉士の資格を取得した後、相談援助の業務に5年以上従事した経験を有する者 (エ) 社会福祉士の養成に係る実習及び演習の教員として必要な知識及び技能を修得させるために行う講習会であつて、厚生労働大臣が別に定める基準を満たすものとしてあらかじめ厚生労働大臣に届け出られたものを修了した者その他その者に準ずるものとして厚生労働大臣が別に定める者 (オ) 精神保健福祉士短期養成施設等及び精神保健福祉士一般養成施設等指定規則（平成十年厚生省令第十二号）第五条第一号トの（1）から（4）に掲げる者</p> <p>ケ ソーシャルワーク演習（専門）</p> <p>(ア) 学校教育法に基づく大学又はこれに準ずる教育施設において、教授、准教授、助教又は講師（非常勤を含む。）として、当該科目を5年以上担当した経験を有する者 (イ) 学校教育法に基づく専修学校の専門課程の専任教員として、当該科目を5年以上担当した経験を有する者 (ウ) 社会福祉士の資格を取得した後、相談援助の業務に5年以上従事した経験を有する者 (エ) 社会福祉士介護福祉士学校指定規則第3条第1号ト4に規定する講習会（以下「社会福祉士実習演習担当教員講習会」という。）において、当該科目の指導に係る課程を修了した者</p> <p>コ ソーシャルワーク実習、ソーシャルワーク実習指導</p> <p>(ア) 学校教育法に基づく大学又はこれに準ずる教育施設において、教授、准教授、助教又は講師（非常勤を含む。）として、当該科目を5年以上担当した経験を有する者 (イ) 学校教育法に基づく専修学校の専門課程の専任教員として、当該科目を5年以上担当した経験を有する者 (ウ) 社会福祉士の資格を取得した後、相談援助の業務に5年以上従事した経験を有する者 (エ) 社会福祉士介護福祉士学校指定規則第3条第1号ト（4）に規定する講習会（以下「社会福祉士実習演習担当教員講習会」という。）において、当該科目の指導に係る課程を修了した者</p> <p>サ 添削指導者</p> <p>アからコまでに掲げる各科目（ソーシャルワーク実習を除く。）の教員の資格要件に該当する者及び現に大学院において、当該科目に関する研究領域を専攻している者</p> <p>8 教育に関する事項</p> <p>(1) 学校指定規則別表第1に定める科目的教育内容は、別表第1の内容以上であること。</p>	<p>(イ) 学校教育法に基づく専修学校の専門課程の教員として、当該科目を3年以上担当した経験を有する者 (ウ) 学校教育法に基づく大学院において、当該科目に関する研究領域を専攻した者で修士又は博士の学位を有する者 (エ) 国の行政機関又は地方公共団体において従事した経験があつて、当該科目に関する業務に5年以上従事した経験を有する者 (オ) 社会福祉士の資格を取得した後、相談援助の業務に5年以上従事した絏験を有する者 (新規)</p> <p>力 相談援助演習、相談援助実習、相談援助実習指導</p> <p>(ア) 学校教育法に基づく大学又はこれに準ずる教育施設において、教授、准教授、助教又は講師（非常勤を含む。）として、当該科目を5年以上担当した経験を有する者 (イ) 学校教育法に基づく専修学校の専門課程の専任教員として、当該科目を5年以上担当した経験を有する者 (ウ) 社会福祉士の資格を取得した後、相談援助の業務に5年以上従事した絏験を有する者 (エ) 社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則第3条第1号ト（4）に規定する講習会（以下「社会福祉士実習演習担当教員講習会」という。）において、当該科目の指導に係る課程を修了した者 (新規)</p> <p>キ 添削指導者</p> <p>アから力までに掲げる各科目（相談援助実習を除く。）の教員の資格要件に該当する者及び現に大学院において、当該科目に関する研究領域を専攻している者</p> <p>8 教育に関する事項</p> <p>(1) 学校指定規則別表第1に定める科目的教育内容は、別表第1の内容以上であること。</p>
---	---

<p>(2) 実習演習科目（ソーシャルワーク演習を除く。）については、合同授業（社会福祉士学校で複数の学級を有する場合に同時に授業を行うこと又は社会福祉士学校の複数の課程間において同時に授業を行うことをいう。）又は合併授業（社会福祉士学校と他の学科、コース、専攻等と一緒に授業を行うことをいう。）を行わないこと。ただし、学生等全体に対するオリエンテーションや実習報告会を行う場合など、教育上支障がない場合にあっては、この限りではない。</p> <p>(3) 通信課程においては、次の基準を満たしていること。</p> <p>ア 学校指定規則別表第3に掲げる各科目（ソーシャルワーク実習指導及びソーシャルワーク実習は除く。）ごとに、少なくとも1回以上レポートの提出等を求め、学生等の評価を行うこと。</p> <p>また、印刷教材による授業の時間数90時間（当該印刷教材による授業の時間数が90時間に満たない場合あっては、当該時間数）につき1回以上の添削指導を行うこと。</p> <p>イ 面接授業は、原則として通信課程を行う社会福祉士学校が自ら行うこと。</p> <p>ただし、当該社会福祉士学校が面接授業の管理を確実に行うことができる場合であって、委託先が次のいずれかに該当する場合は、当該面接授業を委託することも差し支えないこと。</p> <p>(ア) 社会福祉士養成施設（法第7条第2号又は第3号に規定する養成施設をいう。）又は他の社会福祉士学校</p> <p>(イ) 社会福祉に関する科目を定める省令（平成20年文部科学省令・厚生労働省令第3号）第5条第1項に規定する確認を受けた大学等</p> <p>9 演習に関する事項</p> <p>（1）ソーシャルワーク演習及びソーシャルワーク演習（専門）の実施に当たっては、ソーシャルワーク実習指導及びソーシャルワーク実習の教育内容及び授業の進捗状況を十分踏まえること。</p> <p>（2）精神保健福祉士養成課程の「ソーシャルワーク演習」を履修した者については、ソーシャルワーク演習の履修を免除することができること。</p> <p>10 実習に関する事項</p> <p>（1）実習先は、巡回指導が可能な範囲で選定するとともに、相談援助実習を担当する教員は、少なくとも週1回以上の定期的巡回指導を行うこと。ただし、これにより難い場合は、実習期間中に少なくとも1回以上の巡回指導を行う場合に限り、実習施設との十分な連携の下、定期的巡回指導に代えて、学生等が社会福祉士学校において学習する日を設定し、指導を行うことも差し支えないこと。</p> <p>（2）ソーシャルワーク実習は、相談援助業務の一連の過程を網羅的かつ集中的に学習できるよう、1の実習施設において180時間以上行うことを基本とすること。</p> <p>ア ソーシャルワーク実習は、機能の異なる2カ所以上の実習施設等で実施すること。</p> <p>イ 180時間以上の実習を行う機関・事業所においては、相談援助業務の一連の過程の学習に加え、複数の機関・事業所や地域との関係性を含めた包括的な支援について学習すること。</p> <p>（3）精神保健福祉士養成課程における「ソーシャルワーク実習」、介護福祉士養成課程における「介護実習」を履修している者については、実習のうち60時間を上限として免除可能とすること。</p> <p>（4）実習内容、実習指導体制及び実習中のリスク管理等については実習先との間で十分に協議し、確認を行うこと。</p> <p>（5）各実習施設における実習計画が、当該実習施設との連携の下に定められていること。</p> <p>（6）実習指導者は、社会福祉士の資格を取得した後、相談援助の業務に3年以上従事した経験を有する者であって、社会福祉士介護福祉士学校指定規則第3条第1号ワに規定する講習会（以</p>	<p>(2) 実習演習科目については、合同授業（社会福祉士学校で複数の学級を有する場合に同時に授業を行うこと又は社会福祉士学校の複数の課程間において同時に授業を行うことをいう。）又は合併授業（社会福祉士学校と他の学科、コース、専攻等と一緒に授業を行うことをいう。）を行わないこと。ただし、学生等全体に対するオリエンテーションや実習報告会を行う場合など、教育上支障がない場合にあっては、この限りではない。</p> <p>(3) 通信課程においては、次の基準を満たしていること。</p> <p>ア 学校指定規則別表第3に掲げる各科目（相談援助実習及び相談援助実習指導は除く。）ごとに、少なくとも1回以上レポートの提出等を求め、学生等の評価を行うこと。</p> <p>また、印刷教材による授業の時間数90時間（当該印刷教材による授業の時間数が90時間に満たない場合あっては、当該時間数）につき1回以上の添削指導を行うこと。</p> <p>イ 面接授業は、原則として通信課程を行う社会福祉士学校が自ら行うこと。</p> <p>ただし、当該社会福祉士学校が面接授業の管理を確実に行うことができる場合であって、委託先が次のいずれかに該当する場合は、当該面接授業を委託することも差し支えないこと。</p> <p>(ア) 社会福祉士養成施設（法第7条第2号又は第3号に規定する養成施設をいう。）又は他の社会福祉士学校</p> <p>(イ) 社会福祉に関する科目を定める省令（平成20年文部科学省令・厚生労働省令第3号）第5条第1項に規定する確認を受けた大学等</p> <p>9 演習に関する事項</p> <p>相談援助演習の実施に当たっては、相談援助実習指導及び相談援助実習の教育内容及び授業の進捗状況を十分踏まえること。</p> <p>（新規）</p> <p>10 実習に関する事項</p> <p>(1) 実習先は、巡回指導が可能な範囲で選定するとともに、相談援助実習を担当する教員は、少なくとも週1回以上の定期的巡回指導を行うこと。ただし、これにより難い場合は、実習期間中に少なくとも1回以上の巡回指導を行う場合に限り、実習施設との十分な連携の下、定期的巡回指導に代えて、学生等が社会福祉士学校において学習する日を設定し、指導を行うことも差し支えないこと。</p> <p>(2) 相談援助実習は、相談援助業務の一連の過程を網羅的かつ集中的に学習できるよう、1の実習施設において120時間以上行うことを基本とすること。</p> <p>（新規）</p> <p>(3) 実習内容、実習指導体制及び実習中のリスク管理等については実習先との間で十分に協議し、確認を行うこと。</p> <p>(4) 各実習施設における実習計画が、当該実習施設との連携の下に定められていること。</p> <p>(5) 実習指導者は、社会福祉士の資格を取得した後、相談援助の業務に3年以上従事した経験を有する者であって、社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則第3条第1号ワに規定する講習会（以</p>
---	---

<p>「社会福祉士実習指導者講習会」という。)の課程を修了したものであること。</p> <p>(7) ソーシャルワーク実習において知り得た個人の秘密の保持について、教員及び実習生に対して徹底を図ること。</p> <p>(8) ソーシャルワーク実習指導を実施する際には、次の点に留意すること。</p> <p>ア ソーシャルワーク実習を効果的に進めるため、実習生用の「実習指導マニュアル」及び「実習記録ノート」を作成し、実習指導に活用すること。 イ 実習後においては、その実習内容についての達成度を評価し、必要な個別指導を行うこと。 ウ 実習の評価基準を明確にし、評価に際しては実習先の実習指導担当者の評定はもとより、実習生本人の自己評価についても考慮して行うこと。</p> <p>(9) ソーシャルワーク実習を実施する際には、健康診断等の方法により、実習生が良好な健康状態にあることを確認した上で配属させること。</p>	<p>下「社会福祉士実習指導者講習会」という。)の課程を修了したものであること。</p> <p>(6) 相談援助実習において知り得た個人の秘密の保持について、教員及び実習生に対して徹底を図ること。</p> <p>(7) 相談援助実習指導を実施する際には、次の点に留意すること。</p> <p>ア 相談援助実習を効果的に進めるため、実習生用の「実習指導マニュアル」及び「実習記録ノート」を作成し、実習指導に活用すること。 イ 実習後においては、その実習内容についての達成度を評価し、必要な個別指導を行うこと。 ウ 実習の評価基準を明確にし、評価に際しては実習先の実習指導担当者の評定はもとより、実習生本人の自己評価についても考慮して行うこと。</p> <p>(8) 相談援助実習を実施する際には、健康診断等の方法により、実習生が良好な健康状態にあることを確認した上で配属させること。</p>
<p>11 情報開示に関する事項</p> <p>(1) 開示すべき情報の内容は、別表2に定める内容以上であること。</p> <p>(2) 情報の開示を行うに当たっては、インターネットや学生等募集用パンフレット等において広く閲覧の用に供すること。なお、インターネットにより開示した情報は定期的に更新すること。</p>	<p>11 情報開示に関する事項</p> <p>(1) 開示すべき情報の内容は、別表2に定める内容以上であること。</p> <p>(2) 情報の開示を行うに当たっては、インターネットや学生等募集用パンフレット等において広く閲覧の用に供すること。なお、インターネットにより開示した情報は定期的に更新すること。</p>
<p>12 運営に関する事項</p> <p>(1) 社会福祉士学校の経理が他と明確に区分されていること。</p> <p>(2) 会計帳簿、決算書類等収支状況を明らかにする書類が整備されていること。</p> <p>(3) 入学料、授業料及び実習費等は適当な額であり、寄附金その他の名目で不当な金額を徴収しないこと。</p> <p>(4) 通信課程における事務職員は、通信課程における教員と兼務してはならないこと。</p> <p>(5) 令第5条の報告は、確実かつ遅滞なく行うこと。</p>	<p>12 運営に関する事項</p> <p>(1) 社会福祉士学校の経理が他と明確に区分されていること。</p> <p>(2) 会計帳簿、決算書類等収支状況を明らかにする書類が整備されていること。</p> <p>(3) 入学料、授業料及び実習費等は適当な額であり、寄附金その他の名目で不当な金額を徴収しないこと。</p> <p>(4) 通信課程における事務職員は、通信課程における教員と兼務してはならないこと。</p> <p>(5) 令第5条の報告は、確実かつ遅滞なく行うこと。</p>
<p>13 経過措置に関する事項</p> <p>(1) 令和3年3月31日において現に存する社会福祉士養成施設（以下「既存養成施設」という。）において、令和3年4月1日から入所する者に適用する教育カリキュラム等に関する変更の届出は、令和2年10月1日までに行わなければならないこと。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>13 経過措置に関する事項</p> <p>(1) 平成20年3月31日において現に存する社会福祉士学校（以下「既存学校」という。）において、平成21年4月1日から入学する者に適用する教育カリキュラム等に関する変更の届出は、平成20年10月1日までに行わなければならないこと。</p> <p>(2) 平成21年度において、定員の変更等を行う既存学校及び新規に開設する社会福祉士学校については、2の設置計画書等に関する規定は適用しないものであること。</p> <p>(3) 平成21年3月31日において、既存学校で本通知の施行前の「社会福祉士養成施設等指導要領及び介護福祉士養成施設等指導要領について」（昭和63年1月14日付け厚生省社会局長通知）別添1の5の(6)のアの(エ)に掲げる者に該当するものとして科目を担当する教員については、平成24年3月31日までの間は、7の(5)のエの(エ)及びオの(エ)の規定中「5年以上」とあるのは「3年以上」と読み替えるものとすること。</p> <p>(4) 平成24年3月31日までの間は、就労支援サービス、権利擁護と成年後見制度及び更生保護制度を担当する教員の資格要件は、7の(5)のオの規定にかかわらず、社会福祉士学校が当該科目を教授するのに適当と認めた者として差し支えないこと。</p> <p>(5) 7の(5)のオの(エ)に規定する「社会福祉士実習演習担当教員講習会」には、厚生労働省の補助金を受けて、社団法人日本社会福祉士養成校協会が平成20年度に行う社会福祉士実習演習担当教員講習会に準ずる内容の講習会を含めて差し支えないこと。</p> <p>(6) 学校指定規則附則第4条第3項に規定する「平成21年3月31日までの間に第3条第1号ト(4)に規定する講習会に相当するものとして厚生労働大臣が認める研修」とは、平成21</p>

(削除)

(2) 平成 21 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの間において教歴を有する実習演習担当教員については、4 の規定にかかわらず、実習演習科目に加えて、当該科目ごとに次表に定める社会福祉士介護福祉士学校指定規則及び社会福祉に関する科目を定める省令の一部を改正する省令（令和 2 年文部科学省・厚生労働省令第 1 号）改正前の指定規則別表第 1 に定める科目（次表において「旧科目名」という。）に関する教歴を含むことも差し支えないこと。

なお、平成 21 年 3 月 31 日以前において教歴を有する実習演習担当教員については、4 の規定にかかわらず従前の取扱いとする。

年 3 月 31 日までの間において、社会福祉法人全国社会福祉協議会が行う実習指導者の養成のための研修その他の学校指定規則第 3 条第 1 号ト（4）に規定する講習会に相当する講習会をいうものであり、これに該当すると思われる講習会の実施主体にあっては、厚生労働省社会・援護局福祉基盤課宛て照会されたいこと。

(7) 10 の（5）に規定する「社会福祉士実習指導者講習会」には、厚生労働省の補助金を受けて、社団法人日本社会福祉士会が平成 20 年度に行う社会福祉士実習指導者講習会に準ずる内容の講習会を含めて差し支えないこと。

(8) 平成 21 年 3 月 31 日以前において教歴を有する教員については、7 の（5）の規定にかかわらず、学校指定規則別表第 1 に定める科目（次表において「新科目」という。）に加えて、当該科目ごとに次表に定める社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律（平成 19 年法律第 125 号）による改正前の法第 7 条第 1 号に規定する社会福祉に関する科目、同条第 2 号に規定する社会福祉に関する基礎科目又は第 39 条第 2 号に規定する社会福祉に関する科目若しくは社会福祉士及び介護福祉士法施行規則等の一部を改正する省令（平成 20 年厚生労働省令第 42 号）による改正前の社会福祉士介護福祉士学校養成施設指定規則（昭和 62 年厚生省令第 50 号）別表第 1 に定める科目（次表において「旧科目」という。）に関する教歴を含むことも差し支えないこと。

新科目名	旧科目名
医学概論	人体の構造と機能及び疾病
心理学と心理的支援	心理学理論と心理的支援
社会学と社会システム	社会理論と社会システム
社会福祉の原理と政策	現代社会と福祉
社会福祉調査の基礎	社会調査の基礎
ソーシャルワークの基盤と専門職	相談援助の基盤と専門職
ソーシャルワークの基盤と専門職（専門）	相談援助の理論と方法
ソーシャルワークの理論と方法	相談援助の理論と方法
ソーシャルワークの理論と方法（専門）	相談援助の理論と方法
地域福祉と包括的支援体制	地域福祉の理論と方法
福祉サービス組織と経営	福祉サービス組織と経営
社会保障	社会保障
高齢者福祉	高齢者に対する支援と介護保険制度
障害者福祉	障害者に対する支援と障害者自立支援制度
児童・家庭福祉	児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度
貧困に対する支援	低所得者に対する支援と生活保護制度
保健医療と福祉	保健医療サービス
権利擁護を支える法制度	権利擁護と成年後見制度
刑事司法と福祉	更生保護制度
ソーシャルワーク演習	相談援助演習
ソーシャルワーク演習（専門）	相談援助実習指導
ソーシャルワーク実習指導	相談援助実習
ソーシャルワーク実習	相談援助実習

新科目名	旧科目名
人体の構造と機能及び疾病	医学一般
心理学理論と心理的支援	心理学
社会理論と社会システム	社会学
社会保障	社会保障論
社会調査の基礎	社会福祉援助技術論
相談援助の基盤と専門職	社会福祉援助技術論
相談援助の理論と方法	社会福祉援助技術論
地域福祉の理論と方法	地域福祉論
福祉行政財政と福祉計画	社会福祉援助技術論、社会福祉原論
福祉サービス組織と経営	社会福祉援助技術論、社会福祉原論
現代社会と福祉	社会福祉原論
高齢者に対する支援と介護保険制度	老人福祉論、介護概論
障害者に対する支援と障害者自立支援制度	障害者福祉論
児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度	児童福祉論
低所得者に対する支援と生活保護制度	公的扶助論
保健医療サービス	医学一般
相談援助演習	社会福祉援助技術演習
相談援助実習指導	社会福祉援助技術現場実習指導
相談援助実習	社会福祉援助技術現場実習

(削除)

14 その他

社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律（平成 19 年法律第 125 号）附則第 9 条第 2 項において、「政府は、この法律の施行後 5 年を目途として、新法の施行の状況等を勘案し、この法律による改正後の社会福祉士及び介護福祉士の資格制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする」とこととされていることを踏まえ、平成 21 年度以降の新しい教育カリキュラムの施行状況を注視し、必要に応じて見直しを行うこととしているので、御了知ありたいこと。

別表 1

科目名	教育内容	
	ねらい	教育に含むべき事項
医学概論	<p>① 人のライフステージにおける心身の変化と健康課題について理解する。</p> <p>② 健康・疾病の捉え方について理解する。</p> <p>③ 人の身体構造と心身機能について理解する。</p> <p>④ 疾病と障害の成り立ち及び回復過程について理解する。</p> <p>⑤ 公衆衛生の観点から、人々の健康に影響を及ぼす要因や健康課題を解決するための対策を理解する。</p>	<p>① ライフステージにおける心身の変化と健康課題</p> <p>② 健康及び疾病的捉え方</p> <p>③ 身体構造と心身機能</p> <p>④ 疾病と傷害の成り立ち及び回復過程</p> <p>⑤ 公衆衛生</p>
心理学と心理的支援	<p>① 人の心の基本的な仕組みと機能を理解し、環境との相互作用の中で生じる心理的反応を理解する。</p> <p>② 人の成長・発達段階の各期に特有な心理的課題を理解する。</p> <p>③ 日常生活と心の健康との関係について理解する。</p> <p>④ 心理学の理論を基礎としたアセスメントの方法と支援について理解する。</p>	<p>① 心理学の視点</p> <p>② 人の心の基本的な仕組みと機能</p> <p>③ 人の心の発達過程</p> <p>④ 日常生活と心の健康</p> <p>⑤ 心理学の理論を基礎としたアセスメントと支援の基本</p>
社会学と社会システム	<p>① 現代社会の特性を理解する。</p> <p>② 生活の多様性について理解する。</p> <p>③ 人と社会の関係について理解する。</p> <p>④ 社会問題とその背景について理解する。</p>	<p>① 社会学の視点</p> <p>② 社会構造と変動</p> <p>③ 市民社会と公共性</p> <p>④ 生活と人生</p> <p>⑤ 自己と他者</p>

別表 1

科目名	教育内容	
	ねらい	教育に含むべき事項
人体の構造と機能及び疾病	<p>① 心身機能と身体構造及び様々な疾病や障害の概要について、人の成長・発達や日常生活との関係を踏まえて理解する。</p> <p>② 國際生活機能分類（ICF）の基本的考え方と概要について理解する。</p> <p>③ リハビリテーションの概要について理解する。</p> <p>※ 社会福祉士に必要な内容となるよう留意すること。</p>	<p>① 人の成長・発達</p> <p>② 心身機能と身体構造の概要</p> <p>③ 國際生活機能分類（ICF）の基本的考え方と概要</p> <p>④ 健康の捉え方</p> <p>⑤ 疾病と障害の概要</p> <p>⑥ リハビリテーションの概要</p>
心理学理論と心理的支援	<p>① 心理学理論による人の理解とその技法の基礎について理解する。</p> <p>② 人の成長・発達と心理との関係について理解する。</p> <p>③ 日常生活と心の健康との関係について理解する。</p> <p>④ 心理的支援の方法と実際について理解する。</p> <p>※ 社会福祉士に必要な内容となるよう留意すること。</p>	<p>① 人の心理学的理解</p> <p>② 人の成長・発達と心理</p> <p>③ 日常生活と心の健康</p> <p>④ 心理的支援の方法と実際</p>
社会理論と社会システム	<p>① 社会理論による現代社会の捉え方を理解する。</p> <p>② 生活について理解する。</p> <p>③ 人と社会の関係について理解する。</p> <p>④ 社会問題について理解する。</p> <p>※ 社会福祉士に必要な内容となるよう留意すること。</p>	<p>① 現代社会の理解</p> <p>② 生活の理解</p> <p>③ 人と社会の関係</p> <p>④ 社会問題の理解</p>

<p><u>社会福祉の原理と政策</u></p>	<p>① 社会福祉の原理をめぐる思想・哲学と理論を理解する。 ② 社会福祉の歴史的展開の過程と社会福祉の理論を踏まえ、欧米との比較によって日本の社会福祉の特性を理解する。 ③ 社会問題と社会構造の関係の視点から、現代の社会問題について理解する。 ④ 福祉政策を捉える基本的な視点として、概念や理念を理解するとともに、人々の生活上のニーズと福祉政策の過程を結びつけて理解する。 ⑤ 福祉政策の動向と課題を踏まえた上で、関連施策や包括的支援について理解する。 ⑥ 福祉サービスの供給と利用の過程について理解する。 ⑦ 福祉政策の国際比較の視点から、日本の福祉政策の特性について理解する。</p>	<p>① 社会福祉の原理 ② 社会福祉の歴史 ③ 社会福祉の思想・哲学、理論 ④ 社会問題と社会構造 ⑤ 福祉政策の基本的な視点 ⑥ 福祉政策におけるニーズと資源 ⑦ 福祉政策の構成要素と過程 ⑧ 福祉政策の動向と課題 ⑨ 福祉政策と関連施策 ⑩ 福祉サービスの供給と利用過程 ⑪ 福祉政策の国際比較</p>	<p><u>現代社会と福祉</u></p>	<p>① 現代社会における福祉制度の意義や理念、福祉政策との関係について理解する。 ② 福祉の原理をめぐる理論と哲学について理解する。 ③ 福祉政策におけるニーズと資源について理解する。 ④ 福祉政策の課題について理解する。 ⑤ 福祉政策の構成要素（福祉政策における政府、市場、家族、個人の役割を含む。）について理解する。 ⑥ 福祉政策と関連政策（教育政策、住宅政策、労働政策を含む。）の関係について理解する。 ⑦ 相談援助活動と福祉政策との関係について理解する。</p>	<p>① 現代社会における福祉制度と福祉政策 ② 福祉の原理をめぐる理論と哲学 ③ 福祉制度の発達過程 ④ 福祉政策におけるニーズと資源 ⑤ 福祉政策の課題 ⑥ 福祉政策の構成要素 ⑦ 福祉政策と関連政策 ⑧ 相談援助活動と福祉政策の関係</p>
<p><u>社会福祉調査の基礎</u></p>	<p>① 社会福祉調査の意義と目的について理解する。 ② 社会福祉調査と社会福祉の歴史的関係について理解する。 ③ 社会福祉調査における倫理や個人情報保護について理解する。 ④ 量的調査の方法及び調査の結果について適切に理解する。 ⑤ 質的調査の方法及び調査の結果について適切に理解する。 ⑥ ソーシャルワークにおける評価の意義と方法について理解する。</p>	<p>① 社会福祉調査の意義と目的 ② 社会福祉調査における倫理と個人情報保護 ③ 社会福祉調査のデザイン ④ 量的調査の方法 ⑤ 質的調査の方法 ⑥ ソーシャルワークにおける評価</p>	<p><u>社会調査の基礎</u></p>	<p>① 社会調査の意義と目的及び方法の概要について理解する。 ② 統計法の概要、社会調査における倫理や個人情報保護について理解する。 ③ 量的調査の方法及び質的調査の方法について理解する。</p>	<p>① 社会調査の意義と目的 ② 統計法 ③ 社会調査における倫理 ④ 社会調査における個人情報保護 ⑤ 量的調査の方法 ⑥ 質的調査の方法 ⑦ 社会調査の実施に当たっての IT の活用方法</p>

<p><u>ソーシャルワークの基盤と専門職</u></p>	<p>① 社会福祉士及び精神保健福祉士の法的な位置づけについて理解する。 ② ソーシャルワークの基盤となる考え方とその形成過程について理解する。 ③ ソーシャルワークの価値規範と倫理について理解する。</p>	<p>① 社会福祉士及び精神保健福祉士の法的な位置づけ ② ソーシャルワークの概念 ③ ソーシャルワークの基盤となる考え方 ④ ソーシャルワークの形成過程 ⑤ ソーシャルワークの倫理</p>	<p><u>相談援助の基盤と専門職</u></p>	<p>① 社会福祉士の役割（総合的かつ包括的な援助及び地域福祉の基盤整備と開発含む）と意義について理解する。 ② 精神保健福祉士の役割と意義について理解する。 ③ 相談援助の概念と範囲について理解する。 ④ 相談援助の理念について理解する。 ⑤ 相談援助における権利擁護の意義と範囲について理解する。 ⑥ 相談援助に係る専門職の概念と範囲及び専門職倫理について理解する。 ⑦ 総合的かつ包括的な援助と多職種連携（チームアプローチ含む）の意義と内容について理解する。</p>	<p>① 社会福祉士の役割と意義 ② 精神保健福祉士の役割と意義 ③ 相談援助の概念と範囲 ④ 相談援助の理念 ⑤ 相談援助における権利擁護の意義 ⑥ 相談援助に係る専門職の概念と範囲 ⑦ 専門職倫理と倫理的ジレンマ ⑧ 総合的かつ包括的な援助と多職種連携（チームアプローチ含む）の意義と内容</p>
<p><u>ソーシャルワークの基盤と専門職（専門）</u></p>	<p>① 社会福祉士の職域と求められる役割について理解する。 ② ソーシャルワークに係る専門職の概念と範囲について理解する。 ③ ミクロ・メゾ・マクロレベルにおけるソーシャルワークの対象と連関性について理解する。 ④ 総合的かつ包括的な支援と多職種連携の意義と内容について理解する。</p>	<p>① ソーシャルワークに係る専門職の概念と範囲 ② ミクロ・メゾ・マクロレベルにおけるソーシャルワーク ③ 総合的かつ包括的な支援と多職種連携の意義と内容</p>	<p><u>(新規)</u></p>		

<p><u>ソーシャルワークの理論と方法</u></p>	<p>① 人と環境との交互作用に関する理論とミクロ・メゾ・マクロレベルにおけるソーシャルワークについて理解する。 ② ソーシャルワークの様々な実践モデルとアプローチについて理解する。 ③ ソーシャルワークの過程とそれに係る知識と技術について理解する。 ④ コミュニティワークの概念とその展開について理解する。 ⑤ ソーシャルワークにおけるスーパービジョンについて理解する。</p>	<p>① 人と環境との交互作用に関する理論とミクロ・メゾ・マクロレベルにおけるソーシャルワーク ② ソーシャルワークの実践モデルとアプローチ ③ ソーシャルワークの過程 ④ ソーシャルワークの記録 ⑤ ケアマネジメント ⑥ 集団を活用した支援 ⑦ コミュニティワーク ⑧ スーパービジョンとコンサルテーション</p>	<p><u>相談援助の理論と方法</u></p>	<p>① 相談援助における人と環境との交互作用に関する理論について理解する。 ② 相談援助の対象と様々な実践モデルについて理解する。 ③ 相談援助の過程とそれに係る知識と技術について理解する（介護保険法による介護予防サービス計画、居宅サービス計画や施設サービス計画及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）によるサービス利用計画についての理解を含む。） ④ 相談援助における事例分析の意義や方法について理解する。 ⑤ 相談援助の実際（権利擁護活動を含む。）について理解する。</p>	<p>① 人と環境の交互作用 ② 相談援助の対象 ③ 様々な実践モデルとアプローチ ④ 相談援助の過程 ⑤ 相談援助における援助関係 ⑥ 相談援助のための面接技術 ⑦ ケースマネジメントとケアマネジメント ⑧ アウトリーチ ⑨ 相談援助における社会資源の活用・調整・開発 ⑩ ネットワーキング（相談援助における多職種・多機関との連携を含む。） ⑪ 集団を活用した相談援助 ⑫ スーパービジョン ⑬ 記録 ⑭ 相談援助と個人情報の保護の意義と留意点 ⑮ 相談援助における情報通信技術（IT）の活用 ⑯ 事例分析 ⑰ 相談援助の実際（権利擁護活動を含む。）</p>
<p><u>ソーシャルワークの理論と方法（専門）</u></p>	<p>① 社会福祉士として多様化・複雑化する課題に対応するため、より実践的かつ効果的なソーシャルワークの様々な理論と方法を理解する。 ② 支援を必要とする人との援助関係の形成やニーズの掘り起こしを行うための、知識と技術について理解する。 ③ 社会資源の活用の意義を踏まえ、地域における社会資源の開発やソーシャルアクションについて理解する。 ④ 個別の事例の具体的な解決策及び事例の共通性や一般性を見出すための、事例分析の意義や方法を理解する。</p>	<p>① ソーシャルワークにおける援助関係の形成 ② ソーシャルワークにおける社会資源の活用・調整・開発 ③ ネットワークの形成 ④ ソーシャルワークに関連する方法 ⑤ カンファレンス ⑥ 事例分析 ⑦ ソーシャルワークにおける総合的かつ包括的な支援の実際</p>	<p><u>(新規)</u></p>		

地域福祉と包括的支援体制	① 地域福祉の基本的な考え方、展開、動向について理解する。 ② 地域福祉における主体と対象を理解し、住民の主体形成の概念を理解する。 ③ 地域福祉を推進するための、福祉行財政の実施体制と果たす役割について理解する。 ④ 地域福祉計画をはじめとした福祉計画の意義・目的及び展開を理解する。 ⑤ 包括的支援体制の考え方と、多職種及び多機関協働の意義と実際にについて理解する。 ⑥ 地域生活課題の変化と現状を踏まえ、包括的支援体制における社会福祉士及び精神保健福祉士の役割を理解する。	① 地域福祉の基本的な考え方 ② 福祉行財政システム ③ 福祉計画の意義と種類、策定と運用 ④ 地域社会の変化と多様性・複雑化した地域生活課題 ⑤ 地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制 ⑥ 地域共生の実現に向けた多機関協働 ⑦ 災害時における総合的かつ包括的な支援体制 ⑧ 地域福祉と包括的支援体制の課題と展望	地域福祉の理論と方法	① 地域福祉の基本的考え方（人権尊重、権利擁護、自立支援、地域生活支援、地域移行、社会的包摶等を含む。）について理解する。 ② 地域福祉の主体と対象について理解する。 ③ 地域福祉に係る組織、団体及び専門職の役割と実際にについて理解する。 ④ 地域福祉におけるネットワーキング（多職種・多機関との連携を含む。）の意義と方法及びその実際にについて理解する。 ⑤ 地域福祉の推進方法（ネットワーキング、社会資源の活用・調整・開発、福祉ニーズの把握方法、地域トータルケアシステムの構築方法、サービスの評価方法を含む。）について理解する。	① 地域福祉の基本的考え方 ② 地域福祉の主体と対象 ③ 地域福祉に係る組織、団体及び専門職や地域住民 ④ 地域福祉の推進方法
<u>(削除)</u>			福祉行財政と福祉計画	① 福祉の行財政の実施体制（国・都道府県・市町村の役割、国と地方の関係、財源、組織及び団体、専門職の役割を含む。）について理解する。 ② 福祉行財政の実際にについて理解する。 ③ 福祉計画の意義や目的、主体、方法、留意点について理解する。	① 福祉行政の実施体制 ② 福祉行財政の動向 ③ 福祉計画の意義と目的 ④ 福祉計画の主体と方法 ⑤ 福祉計画の実際
福祉サービスの組織と経営	① ソーシャルワークにおいて必要となる、福祉サービスを提供する組織や団体の概要について理解する。 ② 社会福祉士に求められる福祉サービスの組織と沿革、経営の視点と方法を理解する。 ③ 福祉サービスの組織と運営に係る基礎理論、労働者の権利等について理解する。 ④ 福祉サービスに求められる福祉人材マネジメントについて理解する。	① 福祉サービスに係る組織や団体の概要と役割 ② 福祉サービスの組織と運営に係る基礎理論 ③ 福祉サービス提供組織の経営と実際 ④ 福祉人材のマネジメント	福祉サービスの組織と経営	① 福祉サービスに係る組織や団体（社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人、営利法人、市民団体、自治会など）について理解する。 ② 福祉サービスの組織と運営に係る基礎理論について理解する。 ③ 福祉サービスの経営と管理運営について理解する。	① 福祉サービスに係る組織や団体 ② 福祉サービスの組織と経営に係る基礎理論 ③ 福祉サービス提供組織の経営と実際 ④ 福祉サービスの管理運営の方法と実際

社会保障	<p>① 社会保障の概念や対象及びその理念について、社会保障制度の展開過程も含めて理解する。</p> <p>② 現代社会における社会保障制度の役割と意義、取り組むべき課題について理解する。</p> <p>③ 社会保障制度の財政について理解する。</p> <p>④ 公的保険制度と民間保険制度の関係について理解する。</p> <p>⑤ 社会保障制度の体系と概要について理解する。</p> <p>⑥ 諸外国における社会保障制度の概要について理解する。</p>	<p>① 現代社会における社会保障制度の現状（少子高齢化と社会保障制度の関係を含む。）</p> <p>② 社会保障の概念や対象及びその理念</p> <p>③ 社会保障の財源</p> <p>④ 社会保険と社会扶助の関係</p> <p>⑤ 公的保険制度と民間保険制度の関係</p> <p>⑥ 社会保障制度の体系</p> <p>⑦ 諸外国における社会保障制度</p>	社会保障	<p>① 現代社会における社会保障制度の課題（少子高齢化と社会保障制度の関係を含む。）について理解する。</p> <p>② 社会保障の概念や対象及びその理念等について、その発達過程も含めて理解する。</p> <p>③ 公的保険制度と民間保険制度の関係について理解する。</p> <p>④ 社会保障制度の体系と概要について理解する。</p> <p>⑤ 年金保険制度及び医療保険制度の具体的内容について理解する。</p> <p>⑥ 諸外国における社会保障制度の概要について理解する。</p>	<p>① 現代社会における社会保障制度の課題（少子高齢化と社会保障制度の関係を含む。）</p> <p>② 社会保障の概念や対象及びその理念</p> <p>③ 社会保障の財源と費用</p> <p>④ 社会保険と社会扶助の関係</p> <p>⑤ 公的保険制度と民間保険制度の関係</p> <p>⑥ 社会保障制度の体系</p> <p>⑦ 年金保険制度の具体的な内容</p> <p>⑧ 医療保険制度の具体的な内容</p> <p>⑨ 諸外国における社会保障制度の概要</p>
高齢者福祉	<p>① 高齢者の定義と特性を踏まえ、高齢者とその家族の生活とこれを取り巻く社会環境について理解する。</p> <p>② 高齢者福祉の歴史と高齢者観の変遷、制度の発展過程について理解する。</p> <p>③ 高齢者に対する法制度と支援の仕組みについて理解する。</p> <p>④ 高齢期における生活課題を踏まえて、社会福祉士としての適切な支援のあり方を理解する。</p>	<p>① 高齢者の定義と特性</p> <p>② 高齢者の生活実態とこれを取り巻く社会環境</p> <p>③ 高齢者福祉の歴史</p> <p>④ 高齢者に対する法制度</p> <p>⑤ 高齢者と家族等の支援における関係機関と専門職の役割</p> <p>⑥ 高齢者と家族等に対する支援の実際</p>	高齢者に対する支援と介護保険制度	<p>① 高齢者の生活実態とこれを取り巻く社会情勢、福祉・介護需要（高齢者虐待や地域移行、就労の実態を含む。）について理解する。</p> <p>② 高齢者福祉制度の発展過程について理解する。</p> <p>③ 介護の概念や対象及びその理念等について理解する。</p> <p>④ 介護過程における介護の技法や介護予防の基本的な考え方について理解する。</p> <p>⑤ 終末期ケアの在り方（人間観や倫理を含む。）について理解する。</p> <p>⑥ 相談援助活動において必要となる介護保険制度や高齢者の福祉・介護に係る他の法制度について理解する。</p>	<p>① 高齢者の生活実態とこれを取り巻く社会情勢、福祉・介護需要（高齢者虐待や地域移行、就労の実態を含む。）</p> <p>② 高齢者福祉制度の発展過程</p> <p>③ 介護の概念や対象</p> <p>④ 介護予防</p> <p>⑤ 介護過程</p> <p>⑥ 認知症ケア</p> <p>⑦ 終末期ケア</p> <p>⑧ 介護と住環境</p> <p>⑨ 介護保険法</p> <p>⑩ 介護報酬</p> <p>⑪ 介護保険法における組織及び団体の役割と実際</p> <p>⑫ 介護保険法における専門職の役割と実際</p> <p>⑬ 介護保険法におけるネットワーキングと実際</p> <p>⑭ 地域包括支援センターの役割と実際</p> <p>⑮ 老人福祉法</p> <p>⑯ 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法）</p> <p>⑰ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律</p> <p>⑱ 高齢者の居住の安定確保に関する法律</p>

障害者福祉	<p>① 障害の概念と特性を踏まえ、障害者とその家族の生活とこれを取り巻く社会環境について理解する。</p> <p>② 障害者福祉の歴史と障害観の変遷、制度の発展過程について理解する。</p> <p>③ 障害者に対する法制度と支援の仕組みについて理解する。</p> <p>④ 障害による生活課題を踏まえ、社会福祉士及び精神保健福祉士としての適切な支援のあり方を理解する。</p>	<p>① 障害概念と特性</p> <p>② 障害者の生活実態とこれを取り巻く社会環境</p> <p>③ 障害者福祉の歴史</p> <p>④ 障害者に対する法制度</p> <p>⑤ 障害者と家族等の支援における関係機関と専門職の役割</p> <p>⑥ 障害者と家族等に対する支援の実際</p>	障害者に対する支援と障害者自立支援制度	<p>① 障害者にに対する支援と障害者自立支援制度</p> <p>② 障害者生活実態とこれを取り巻く社会情勢や福祉・介護需要（地域移行や就労の実態を含む。）について理解する。</p> <p>③ 障害者福祉制度の発展過程について理解する。</p> <p>④ 相談援助活動において必要となる障害者総合支援法や障害者の福祉・介護に係る他の法制度について理解する。</p>	<p>① 障害者の生活実態とこれを取り巻く社会情勢、福祉・介護需要</p> <p>② 障害者福祉制度の発展過程</p> <p>③ 障害者総合支援法</p> <p>④ 障害者総合支援法における組織及び団体の役割と実際</p> <p>⑤ 障害者総合支援法における専門職の役割と実際</p> <p>⑥ 障害者総合支援法における多職種連携、ネットワーキングと実際</p> <p>⑦ 相談支援事業所の役割と実際</p> <p>⑧ 身体障害者福祉法</p> <p>⑨ 知的障害者福祉法</p> <p>⑩ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律</p> <p>⑪ 発達障害者支援法</p> <p>⑫ 障害者基本法</p> <p>⑬ 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律</p> <p>⑭ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律</p> <p>⑮ 障害者の雇用の促進等に関する法律</p>
-------	---	---	---------------------	--	---

<p>児童・家庭福祉</p>	<p>① 児童が権利の主体であることを踏まえ、児童・家庭及び妊産婦の生活とそれを取り巻く社会環境について理解する。</p> <p>② 児童福祉の歴史と児童観の変遷や制度の発展過程について理解する。</p> <p>③ 児童や家庭福祉に係る法制度について理解する。</p> <p>④ 児童や家庭福祉領域における支援の仕組みと方法、社会福祉士の役割について理解する。</p> <p>⑤ 児童・家庭及び妊産婦の生活課題を踏まえて、適切な支援のあり方を理解する。</p>	<p>① 児童・家庭の定義と権利</p> <p>② 児童・家庭の生活実態とこれを取り巻く社会環境</p> <p>③ 児童・家庭福祉の歴史</p> <p>④ 児童・家庭に対する法制度</p> <p>⑤ 児童・家庭に対する支援における関係機関と専門職の役割</p> <p>⑥ 児童・家庭に対する支援の実際</p>	<p>児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度</p>	<p>① 児童・家庭の生活実態とこれを取り巻く社会情勢、福祉需要（子育て、一人親家庭、児童虐待及び家庭内暴力（D.V）の実態を含む。）について理解する。</p> <p>② 児童・家庭福祉制度の発展過程について理解する。</p> <p>③ 児童の権利について理解する。</p> <p>④ 相談援助活動において必要となる児童・家庭福祉制度や児童・家庭福祉に係る他の法制度について理解する。</p>	<p>① 児童・家庭の生活実態とこれを取り巻く社会情勢、福祉需要（一人親家庭、児童虐待及び家庭内暴力（D.V）、地域における子育て支援及び青少年育成の実態を含む。）と実際</p> <p>② 児童・家庭福祉制度の発展過程</p> <p>③ 児童の定義と権利</p> <p>④ 児童福祉法</p> <p>⑤ 児童虐待の防止等に関する法律（児童虐待防止法）</p> <p>⑥ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（D.V法）</p> <p>⑦ 母子及び寡婦福祉法</p> <p>⑧ 母子保健法</p> <p>⑨ 児童手当法</p> <p>⑩ 児童扶養手当法</p> <p>⑪ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律</p> <p>⑫ 次世代育成支援対策推進法</p> <p>⑬ 少子化社会対策基本法</p> <p>⑭ 売春防止法</p> <p>⑮ 児童・家庭福祉制度における組織及び団体の役割と実際</p> <p>⑯ 児童・家庭福祉制度における専門職の役割と実際</p> <p>⑰ 児童・家庭福祉制度における多職種連携、ネットワーキングと実際</p> <p>⑱ 児童相談所の役割と実際</p>
<p>貧困に対する支援</p>	<p>① 貧困や公的扶助の概念を踏まえ、貧困状態にある人の生活実態とこれを取り巻く社会環境について理解する。</p> <p>② 貧困の歴史と貧困観の変遷について理解する。</p> <p>③ 貧困に係る法制度と支援の仕組みについて理解する。</p> <p>④ 貧困による生活課題を踏まえ、社会福祉士としての適切な支援のあり方を理解する。</p>	<p>① 貧困の概念</p> <p>② 貧困状態にある人の生活実態とこれを取り巻く社会環境</p> <p>③ 貧困の歴史</p> <p>④ 貧困に対する法制度</p> <p>⑤ 貧困に対する支援における関係機関と専門職の役割</p> <p>⑥ 貧困に対する支援の実際</p>	<p>低所得者に対する支援と生活保護制度</p>	<p>① 低所得階層の生活実態とこれを取り巻く社会情勢、福祉需要とその実際について理解する。</p> <p>② 相談援助活動において必要となる生活保護制度や生活保護制度に係る他の法制度について理解する。</p> <p>③ 自立支援プログラムの意義とその実際について理解する。</p>	<p>① 低所得階層の生活実態とこれを取り巻く社会情勢、福祉需要と実際</p> <p>② 生活保護制度</p> <p>③ 生活保護制度における組織及び団体の役割と実際</p> <p>④ 生活保護制度における専門職の役割と実際</p> <p>⑤ 生活保護制度における多職種連携、ネットワーキングと実際</p> <p>⑥ 福祉事務所の役割と実際</p> <p>⑦ 自立支援プログラムの意義と実際</p> <p>⑧ 低所得者対策</p> <p>⑨ 低所得者へ住宅政策</p> <p>⑩ ホームレス対策</p>

<p><u>保健医療と福祉</u></p>	<p>① ソーシャルワーク実践において必要となる保健医療の動向を理解する。 ② 保健医療に係る政策、制度、サービスについて理解する。 ③ 保健医療領域における社会福祉士の役割と、連携や協働について理解する。 ④ 保健医療の課題を持つ人に対する、社会福祉士としての適切な支援のあり方を理解する。</p>	<p>① 保健医療の動向 ② 保健医療に係る政策・制度・サービスの概要 ③ 保健医療に係る倫理 ④ 保健医療領域における専門職の役割と連携 ⑤ 保健医療領域における支援の実際</p>	<p><u>保健医療サービス</u></p>	<p>① 相談援助活動において必要な医療保険制度（診療報酬に関する内容を含む。）や保健医療サービスについて理解する。 ② 保健医療サービスにおける専門職の役割と実際、多職種協働について理解する。</p>	<p>① 医療保険制度 ② 診療報酬 ③ 保健医療サービスの概要 ④ 保健医療サービスにおける専門職の役割と実際 ⑤ 保健医療サービス関係者との連携と実際</p>
<p><u>(削除)</u></p>			<p><u>就労支援サービス</u></p>	<p>① 相談援助活動において必要な各種の就労支援制度について理解する。 ② 就労支援に係る組織、団体及び専門職について理解する。 ③ 就労支援分野との連携について理解する。</p>	<p>① 雇用・就労の動向と労働施策の概要 ② 就労支援制度の概要 ③ 就労支援に係る組織、団体の役割と実際 ④ 就労支援に係る専門職の役割と実際 ⑤ 就労支援分野との連携と実際</p>
<p><u>権利擁護を支える法制度</u></p>	<p>① 法に共通する基礎的な知識を身につけるとともに、権利擁護を支える憲法、民法、行政法の基礎を理解する。 ② 権利擁護の意義と支える仕組みについて理解する。 ③ 権利が侵害されている者や日常生活上の支援が必要な者に対する権利擁護活動の実際について理解する。 ④ 権利擁護活動を実践する過程で直面しうる問題を、法的観点から理解する。 ⑤ ソーシャルワークにおいて必要となる成年後見制度について理解する。</p>	<p>① 法の基礎 ② ソーシャルワークと法の関わり ③ 権利擁護の意義と支える仕組み ④ 権利擁護活動で直面しうる法的諸問題 ⑤ 権利擁護に係る組織、団体、専門職 ⑥ 成年後見制度</p>	<p><u>権利擁護と成年後見制度</u></p>	<p>① 相談援助活動と法（日本国憲法の基本原理、民法・行政法の理解を含む。）との関わりについて理解する。 ② 相談援助活動において必要な成年後見制度（後見人等の役割を含む。）について理解する。 ③ 成年後見制度の実際について理解する。 ④ 社会的排除や虐待などの権利侵害や認知症などの日常生活上の支援が必要な者に対する権利擁護活動の実際について理解する。</p>	<p>① 相談援助活動と法（日本国憲法の基本原理、民法・行政法の理解を含む。）との関わり ② 成年後見制度 ③ 日常生活自立支援事業 ④ 成年後見制度利用支援事業 ⑤ 権利擁護に係る組織、団体の役割と実際 ⑥ 権利擁護活動の実際</p>
<p><u>刑事司法と福祉</u></p>	<p>① 刑事司法の近年の動向と制度の仕組みを理解する。 ② 刑事司法における社会福祉士及び精神保健福祉士の役割について理解する。 ③ 刑事司法の制度に係る関係機関等の役割について理解する。</p>	<p>① 刑事司法における近年の動向とこれを取り巻く社会環境 ② 刑事司法 ③ 少年司法 ④ 更生保護制度 ⑤ 医療観察制度 ⑥ 犯罪被害者支援</p>	<p><u>更生保護制度</u></p>	<p>① 相談援助活動において必要な更生保護制度について理解する。 ② 更生保護を中心に、刑事司法・少年司法分野で活動する組織、団体及び専門職について理解する。 ③ 刑事司法・少年司法分野の他機関等との連携の在り方について理解する。</p>	<p>① 更生保護制度の概要 ② 更生保護制度の担い手 ③ 更生保護制度における関係機関・団体との連携 ④ 医療観察制度の概要 ⑤ 更生保護における近年の動向と課題</p>

ソーシャルワーク演習	<p>① ソーシャルワークの知識と技術に係る他の科目との関連性を踏まえ、社会福祉士及び精神保健福祉士として求められる基礎的な能力を涵養する。</p> <p>② ソーシャルワークの価値規範と倫理を実践的に理解する。</p> <p>③ ソーシャルワークの実践に必要なコミュニケーション能力を養う。</p> <p>④ ソーシャルワークの展開過程において用いられる、知識と技術を実践的に理解する。</p> <p>個別指導並びに集団指導を通して、具体的な援助場面を想定した実技指導（ロールプレイング等）を中心とする演習形態により行うこと。</p> <p>① 自己覚知 ・自己理解と他者理解</p> <p>② 基本的なコミュニケーション技術 ・言語的技術（質問、促し、言い換え、感情の反映、繰り返し、要約等） ・非言語技術（表情、態度、身振り、位置取り等）</p> <p>③ 基本的な面接技術 ・面接の構造化 ・場の設定（面接室、生活場面、自宅等） ・ツールの活用（電話、e-mail 等）</p> <p>④ ソーシャルワークの展開過程 事例を用いて、次に掲げる具体的なソーシャルワークの場面と過程を想定した実技指導を行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ケースの発見 ・インテーク ・アセスメント ・プランニング ・支援の実施 ・モニタリング ・支援の終結と事後評価 ・アフターケア <p>⑤ ソーシャルワークの記録 ・支援経過の把握と管理</p> <p>⑥ グループダイナミクスの活用 ・グループワークの構成（グループリーダー・コリーダー・グループメンバー） ・グループワークの展開過程（準備期・開始期・作業期・終結期）</p> <p>⑦ プレゼンテーション技術 ・個人プレゼンテーション ・グループプレゼンテーション</p>	相談援助演習	<p>相談援助の知識と技術に係る他の科目との関連性も視野に入れつつ、社会福祉士に求められる相談援助に係る知識と技術について、次に掲げる方法を用いて、実践的に習得するとともに、専門的援助技術として概念化し理論化し体系立てていくことができる能力を涵養する。</p> <p>① 総合的かつ包括的な援助及び地域福祉の基盤整備と開発に係る具体的な相談援助事例を体系的にとりあげること。</p> <p>② 個別指導並びに集団指導を通して、具体的な援助場面を想定した実技指導（ロールプレイング等）を中心とする演習形態により行うこと。</p>	<p>① 以下の内容については相談援助実習を行う前に学習を開始し、十分な学習をしておくこと ア 自己覚知 イ 基本的なコミュニケーション技術の習得 ウ 基本的な面接技術の習得 エ 次に掲げる具体的な課題別の相談援助事例等（集団に対する相談援助事例を含む。）を活用し、総合的かつ包括的な援助について実践的に習得すること。 (ア) 社会的排除 (イ) 虐待（児童・高齢者） (ウ) 家庭内暴力（D.V.） (エ) 低所得者 (オ) ホームレス (カ) その他の危機状態にある相談援助事例（権利擁護活動を含む。） オ エに掲げる事例等を題材として、次に掲げる具体的な相談援助場面及び相談援助の過程を想定した実技指導を行うこと。 (ア) インテーク (イ) アセスメント (ウ) プランニング (エ) 支援の実施 (オ) モニタリング (カ) 効果測定 (キ) 終結とアフターケア カ オの実技指導に当たっては、次に掲げる内容を含めること。 (ア) アウトリーチ (イ) チームアプローチ (ウ) ネットワーキング (エ) 社会資源の活用・調整・開発 キ 地域福祉の基盤整備と開発に係る事例を活用し、次に掲げる事項について実技指導を行うこと。 (ア) 地域住民に対するアウトリーチとニーズ把握 (イ) 地域福祉の計画 (ウ) ネットワーキング (エ) 社会資源の活用・調整・開発</p>
------------	--	--------	---	---

					(才) サービスの評価 ② 相談援助実習後に行うこと。 相談援助に係る知識と技術について個別的な体験を一般化し、実践的な知識と技術として習得できるように、相談援助実習における生徒の個別的な体験も視野に入れつつ、集団指導並びに個別指導による実技指導を行うこと。
ソーシャルワーク演習（専門）	<p>① ソーシャルワークの実践に必要な知識と技術の統合を行い、専門的援助技術として概念化し理論化し体系立てていくことができる能力を習得する。</p> <p>② 社会福祉士に求められるソーシャルワークの価値規範を理解し、倫理的な判断能力を養う。</p> <p>③ 支援を必要とする人を中心とした分野横断的な総合的かつ包括的な支援について実践的に理解する。</p> <p>④ 地域の特性や課題を把握し解決するための、地域アセスメントや評価等の仕組みを実践的に理解する。</p> <p>⑤ ミクロ・メゾ・マクロレベルにおけるソーシャルワークの対象と展開過程、実践モデルとアプローチについて実践的に理解する。</p> <p>⑥ 実習を通じて体験した事例について、事例検討や事例研究を実際にを行い、その意義や方法を具体的に理解する。</p> <p>⑦ 実践の質の向上を図るため、スーパービジョンについて体験的に理解する。</p>	<p>＜ソーシャルワーク実習前に行うこと＞ 個別指導並びに集団指導を通して、実技指導（ロールプレーティング等）を中心とする演習形態により行うこと。</p> <p>① 次に掲げる具体的な事例等（集団に対する事例含む。）を活用し、支援を必要とする人が抱える複合的な課題に対する総合的かつ包括的な支援について実践的に習得すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・虐待（児童・障害者・高齢者等） ・ひきこもり ・貧困 ・認知症 ・終末期ケア ・災害時 ・その他の危機状態にある事例（権利擁護活動を含む） <p>② ①に掲げた事例等を題材として、次に掲げる具体的なソーシャルワークの場面及び過程を想定した実技指導を行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ケースの発見 ・インテーク ・アセスメント ・プランニング ・支援の実施 ・モニタリング ・支援の集結と事後評価 ・アフターケア <p>③ ②の実技指導に当たっては、次に掲げる内容を含めること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アウトリーチ ・チームアプローチ ・ネットワーキング ・コーディネーション 	(新規)		

	<ul style="list-style-type: none"> ・ネゴシエーション ・ファシリテーション ・プレゼンテーション ・ソーシャルアクション <p>④ 地域福祉の基盤整備と開発に係る事例を活用し、次に掲げる事項について実技指導を行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域住民に対するアウトリーチとニーズ把握 ・地域アセスメント ・地域福祉の計画 ・組織化 ・社会資源の活用・調整・開発 ・サービスの評価 <p><ソーシャルワーク実習後に行うこと></p> <p>ソーシャルワークに係る知識と技術について個別的な体験を一般化し、実践的かつ学術的な知識及び技術として習得できるよう、集団指導並びに個別指導による実技指導を行うこと。</p> <p>① 事例研究、事例検討</p> <p>② スーパービジョン</p>		
--	---	--	--

<p><u>ソーシャルワーク実習指導</u></p>	<p>① ソーシャルワーク実習の意義について理解する。 ② 社会福祉士として求められる役割を理解し、価値と倫理に基づく専門職としての姿勢を養う。 ③ ソーシャルワークに係る知識と技術について具体的かつ実践的に理解し、ソーシャルワーク機能を発揮するための基礎的な能力を習得する。 ④ 実習を振り返り、実習で得た具体的な体験や援助活動を、専門的援助技術として概念化し理論化し体系立てていくことができる総合的な能力を涵養する。</p>	<p>次に掲げる事項について個別指導及び集団指導を行うものとする。</p> <p>① 実習及び実習指導の意義（スーパー・ビジョン含む。） ② 多様な施設や事業所における現場体験学習や見学実習 ③ 実際に実習を行う実習分野（利用者理解含む。）と施設・機関・地域社会等に関する基本的な理解 ④ 実習生で関わる他の職種の専門性や業務に関する基本的な理解 ⑤ 実習生で必要とされるソーシャルワークの価値規範と倫理・知識及び技術に関する理解 ⑥ 実習における個人のプライバシーの保護と守秘義務等の理解 ⑦ 実習記録への記録内容及び記録方法に関する理解 ⑧ 実習生、実習担当教員、実習先の実習指導者との三者協議を踏まえた実習計画の作成及び実習後の評価 ⑨ 巡回指導 ⑩ 実習体験や実習記録を踏まえた課題の整理と実習総括レポートの作成 ⑪ 実習の評価及び全体総括会</p>	<p><u>相談援助実習指導</u></p>	<p>① 相談援助実習の意義について理解する。 ② 相談援助実習に係る個別指導並びに集団指導を通して、相談援助に係る知識と技術について具体的かつ実際的に理解し実践的な技術等を体得する。 ③ 社会福祉士として求められる資質、技能、倫理、自己に求められる課題把握等、総合的に対応できる能力を習得する。 ④ 具体的な体験や援助活動を、専門的援助技術として概念化し理論化し体系立ていくことができる能力を涵養する。</p>
<p><u>ソーシャルワーク実習</u></p>	<p>① ソーシャルワークの実践に必要な各科目の知識と技術を統合し、社会福祉士としての価値と倫理に基づく支援を行うための実践能力を養う。 ② 支援を必要とする人や地域の状況を理解し、その生活上の課題（ニーズ）について把握する。 ③ 生活上の課題（ニーズ）に対応するため、支援を必要とする人の内的資源やフォーマル・インフォーマルな社会資源を活用した支援計画の作成、実施及びその評価を行う。 ④ 施設・機関等が地域社会の中で果たす役割を実践的に理解する。 ⑤ 総合的かつ包括的な支援における多職種・多機関、地域住民等との</p>	<p>実習生は次に掲げる事項について実習指導者による指導を受けるものとする。</p> <p>① 利用者やその関係者（家族・親族、友人等）、施設・事業者・機関・団体、住民やボランティア等との基本的なコミュニケーションや円滑な人間関係の形成 ② 利用者やその関係者（家族・親族、友人等）との援助関係の形成 ③ 利用者や地域の状況を理解し、その生活上の課題（ニーズ）の把握、支援計画の作成と実施及び評価 ④ 利用者やその関係者（家族・親族、友人等）への権利擁護活動とその評価 ⑤ 多職種連携及びチームアプローチの実践的理 ⑥ 当該実習生が地域社会の中で果たす役割の理解及び具体的な地域社会への働きかけ</p>	<p><u>相談援助実習</u></p>	<p>① 相談援助実習を通して、相談援助に係る知識と技術について具体的かつ実践的に理解し実践的な技術等を体得する。 ② 社会福祉士として求められる資質、技能、倫理、自己に求められる課題把握等、総合的に対応できる能力を習得する。 ③ 関連分野の専門職との連携のあり方及びその具体的な内容を実践的に理解する。</p> <p>① 生徒は次に掲げる事項について実習指導者による指導を受けるものとする。 ② 相談援助実習指導担当教員は巡回指導等を通して、次に掲げる事項について生徒及び実習指導者との連絡調整を密に行い、生徒の実習状況についての把握とともに実習中の個別指導を十分に行うものとする。 ア 利用者やその関係者、施設・事業者・機関・団体等の職員、地域住民やボランティア等との基本的なコミュニケーションや人との付き合い方などの円滑な人間関係の形成 イ 利用者理解とその需要の把握及び支援計画の作成 ウ 利用者やその関係者（家族・親族・友人等）との援助関係の形成</p>

	<p><u>連携のあり方及びその具体的内容を実践的に理解する。</u></p> <p>⑦ 地域における分野横断的・業種横断的な関係形成と社会資源の活用・調整・開発に関する理解</p> <p>⑧ 施設・事業者・機関・団体等の経営やサービスの管理運営の実際（チームマネジメントや人材管理の理解を含む。）</p> <p>⑨ 社会福祉士としての職業倫理と組織の一員としての役割と責任の理解</p> <p>⑩ ソーシャルワーク実践に求められる以下の技術の実践的理解</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アウトリーチ ・ネットワーキング ・コーディネーション ・ネゴシエーション ・ファシリテーション ・プレゼンテーション ・ソーシャルアクション <p>ソーシャルワーク実習指導担当教員は巡回指導等を通して実習生及び実習指導者との連絡調整を密に行い、実習生の実習状況についての把握とともに実習中の個別指導を十分に行うものとする。</p>		<p>工 利用者やその関係者（家族・親族・友人等）への権利擁護及び支援（エンパワーメントを含む。）とその評価</p> <p>オ 多職種連携をはじめとする支援におけるチームアプローチの実際</p> <p>カ 社会福祉士としての職業倫理、施設・事業者・機関・団体等の職員の就業などに関する規定への理解と組織の一員としての役割と責任への理解</p> <p>キ 施設・事業者・機関・団体等の経営やサービスの管理運営の実際</p> <p>ク 当該実習先が地域社会の中の施設・事業者・機関・団体等であることへの理解と具体的な地域社会への働きかけとしてのアウトリーチ、ネットワーキング、社会資源の活用・調整・開発に関する理解</p>
別表2 (略)	(様式1)～(様式4) (略) (様式2) (略)	別表2 (略)	(様式1)～(様式4) (略) (様式2) (略)

<p>別添2</p> <p style="text-align: center;">介護福祉士学校の設置及び運営に係る指針</p> <p>I (略)</p> <p>II 1～5 (略)</p> <p>6 生徒に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 入所志願者については、可能な限り入所を認めるよう、特段の配慮をすること。 (2) 生徒の出席状況は、出席簿等の書類により、確実に把握すること。 (3) 新学校指定規則別表第5に基づき編成された各科目的出席時間数が学校指定規則に定める時間数の3分の2に満たない者については、当該科目の履修の認定をしないこと。また、学則にその旨が明記されていること。 <p><u>(4) 看護師又は准看護師の資格を有する生徒については、生徒からの申請に基づき、学校指定規則別表第4の2に示す医療的ケアの科目の履修について、免許証原本を確認の上、免除して差し支えないこと。</u></p> <p style="color: red;"><u>なお、医療的ケアの科目の履修を免除された者が資格取得後、看護師又は准看護師としてではなく、介護福祉士として喀痰吸引等業務に従事する場合は、介護福祉士の場合は実施手順が細かく定められていること等に鑑み、喀痰吸引等研修（基本研修のうち講義を除く。）を受講するなど、所要の対応をとすることが望ましいこと。</u></p> <p><u>(5) 入所、卒業、成績、出席状況等生徒に関する書類が確実に保存されていること。</u></p> <p>以下、略</p>	<p>別添2</p> <p style="text-align: center;">介護福祉士学校設の設置及び運営に係る指針</p> <p>I (略)</p> <p>II 1～5 (略)</p> <p>6 生徒に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 入所志願者については、可能な限り入所を認めるよう、特段の配慮をすること。 (2) 生徒の出席状況は、出席簿等の書類により、確実に把握すること。 (3) 新学校指定規則別表第5に基づき編成された各科目的出席時間数が学校指定規則に定める時間数の3分の2に満たない者については、当該科目の履修の認定をしないこと。また、学則にその旨が明記されていること。 <p><u>(新規)</u></p> <p><u>(4) 入所、卒業、成績、出席状況等生徒に関する書類が確実に保存されていること。</u></p> <p>以下、略</p>
--	--